

令和6年度（2024年度）

公文書の公開状況
個人情報保護制度の運用状況

令和7年6月

練馬区総務部情報公開課

○ 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和6年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は4,664件、請求者は496人だった。

請求内容では、「教育」に関するものが多く、全体の約37.0%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数（件）
教育	1,726
都市整備・建築・土木	986
区政一般	968
児童福祉	393
社会福祉	208
環境・清掃	132
保健・衛生・医療	111
入札・契約など	101
議会	39
合 計	4,664

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数（人）	件数（件）
区民	206	1,926
区民以外	60	822
区内の法人・団体など	119	699
区外の法人・団体など	111	1,217
合 計	496	4,664

表3 請求方法

請求方法	請求者数（人）
インターネット	302
窓口	144
ファクシミリ	42
郵送	8
合 計	496

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数（件）
区政の監視、区民参加	2,351
営業活動	2,021
学問的な調査・研究	89
私的利害の調整	25
請求目的の記載なし	178
合 計	4,664

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数（「不存在」と「取下げ」を除く。）に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.1%だった。また、公文書公開に関する審査請求が5件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数（件）
全部公開	2,102
部分公開	1,479
非公開	32
不存在	607
存否応答拒否	0
取下げ	444
合 計	4,664

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数（件）
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	1, 210
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	410
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	19
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	15
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	198
法令等の規定によって公開できないもの	0
他の制度との調整が必要なもの	4

※ 同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数（件）
1週間以内	26
8日から14日まで	791
15日	714
16日から30日まで ※1	1, 484
31日以上 ※2	1, 205
取り下げられたもの	444
合 計	4, 664

※1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。

※2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。（ただし、件数は6年度中に公開諾否を決定したもの。）

○ 個人情報保護制度の運用状況

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）における令和6年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 開示等請求の処理状況

請求者数は81人で、請求件数は210件だった。

表1 開示等請求状況

区 分	請求者数 (人)	件数 (件)
区民	68	188
区民以外	13	22
合 計	81	210

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況	件数 (件)
開示請求	210
全部開示	148
部分開示	44
不開示	0
不存在	17
取下げ	1
合 計	210

※ 開示請求に関する審査請求が1件あり。

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数 (件)
1週間までに決定したもの	7
2週間までに決定したもの	135
15日かかったもの	66
決定期間を延長したもの	1
取り下げられたもの	1
合 計	210

2 個人情報ファイル等の保有状況

実施機関は、個人情報を保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録範囲等を登録している。令和7年3月現在の個人情報ファイルの保有数は、2,035ファイルである。

また、実施機関は、保有する個人情報ファイルに記録されている本人の数が1,000人を超えている場合は、個人情報保護法第75条の規定に基づき、法令で定める事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。令和7年3月末現在の個人情報ファイル簿の数は287件である。

3 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

令和7年3月末現在の個人情報を取り扱う委託の件数は533件、委託事業者が取り扱う個人情報ファイルの数は、774ファイルである。

4 個人情報ファイルの記録情報の目的外利用および目的外提供の状況

個人情報は、利用目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、当該個人情報を利用することについて相当の理由がある場合などに限り、区の実施機関内部で他の目的に利用したり（目的外利用）、当該実施機関以外のものに提供したり（目的外提供）することができる。令和6年度に本人の同意があるとき、または本人に提供するとき以外の理由で行った個人情報ファイルの目的外利用の回数は35,287回、区内部の他実施機関への目的外提供の回数は14,099回、区以外への目的外提供の回数は34,836回である。

5 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 全項目再評価（4事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
地方公共団体情報システム標準化に伴う ① 住民基本台帳に関する事務 ② 個人住民税の賦課および徴収に関する事務 ③ 国民健康保険に関する事務 ④ 予防接種に関する事務	①戸籍住民課 ②税務課・収納課 ③国保年金課 ④保健予防課	令和6年8月6日

6 個人情報に係る事務処理ミス

令和6年度に発生した個人情報に係る事務処理ミスは、つぎのとおりである。

表5 個人情報に係る事務処理ミス

	種 別	内 容	原 因	所 管
1	誤交付 (3)	【6年5月】 (委託事業者) 学童クラブにおいて児童氏名が記載された案内文を別人に交付(17 家庭・18 名分)	文書の管理体制が不十分であったため	子育て支援課
2		【6年7月】 特別永住者証明書の交付業務において同一世帯の別人の書類を交付(1 名分)	交付時のダブルチェックが不十分であったため	区民事務所 担当課
3		【6年10月】 (委託事業者) 別人の課税証明書を交付(1 名分)	同上	区民事務所 担当課
4	誤送付 (2)	【6年5月】 (委託事業者) 予防接種の予診票を別人に送付(3 名分)	送付文書のダブルチェックが不十分であったため	保健予防課
5		【7年3月】 マイナンバーカードの暗証番号再設定に係る書類を別人に送付(1 名分)	同上	区民事務所 担当課
6	誤送信 (4)	【6年5月】 イベントの出展団体へ送信したメールに第三者の氏名およびメールアドレスを記載(1 名分)	メール送信時のダブルチェックが不十分であったため	経済課
7		【6年6月】 (指定管理者) イベントのキャンセル受付メールを別人である31 名に送信(1 名分)	同上	文化・生涯 学習課
8		【7年2月】 課宛ての問い合わせメールへの返信を別人に送信(1 名分)	同上	学務課
9		【7年3月】 保護者にメール送信した会計報告書に誤って個人の未納情報を掲載(1 名分)	同上	教育指導課
10	紛失 (8)	【6年4月】 (委託事業者) 交付した書類に係る請求書を紛失(1 名分)	文書の管理体制が不十分であったため	区民事務所 担当課

	種 別	内 容	原 因	所 管
11		【6年4月】 保健室で保管していた児童生徒健康 診断票を紛失（7名分）	文書の管理体制が不十分 であったため	教育指導課
12		【6年5月】 広報物の発送準備において郵便物を 紛失（1名分）	発送作業におけるダブル チェックが不十分であっ たため	経済課
13		【6年5月】 事業者から区へ提出された給与支払 報告書を紛失（5事業者・28名分）	文書の管理体制が不十分 であったため	税務課
14		【6年8月】 （委託事業者）個人情報データを格納 したUSBメモリを紛失（12名分）	USBメモリの管理体制が 不十分であったため	障害者サー ビス調整担 当課
15		【6年9月】 （委託事業者）学校から近隣住民へ のおたよりを一時紛失（1名分）	配付作業におけるダブル チェックが不十分であっ たため	教育総務課
16		【7年2月】 国民健康保険脱退手続きの際に回収 した被保険者証を紛失（1名分）	文書の管理体制が不十分 であったため	区民事務所 担当課
17		【7年2月】 （委託事業者）検診時に受領した問診 票を紛失（1名分）	同上	健康推進課
18	その他 （5）	【6年4月】 （委託事業者）区へ提出する業務委託 成果品ファイルを別の会社へ送信（7 名分）	メール送信時のダブルチ ェックが不十分であった ため	大江戸線延 伸推進課
19		【6年10月】 （委託事業者）委託事業者のサーバへ の不正アクセスにより格納していた 区の個人情報データが暗号化	不正アクセスがあったた め	子育て支援 課
20		【6年11月】 （委託事業者）委託事業者のサーバへ の不正アクセスにより格納していた 区の個人情報データが暗号化	同上	保育課
21		【7年2月】 （委託事業者）委託事業者のサーバへ の不正アクセスにより格納していた 区の個人情報データが暗号化	同上	教育指導課

	種 別	内 容	原 因	所 管
22		【6年6月】 (委託事業者)保護者から預かった園 児のお薬手帳を別の保護者へ返却(1 名分)	文書の管理体制が不十分 であったため	保育計画調 整課

令和 6 年度 個人情報利活用の状況について

令和 7 年 6 月

総務部情報公開課

区における個人情報の利活用の取扱い

- 個人情報の保護に関する法律が令和5年4月より地方自治体にも直接適用
- 法では、「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会」への報告や意見聴取の要件化は不可とされ、個人情報の利用等にあたり事案ごとに利用および提供の制限規定（例外規定）に該当するか否かを判断
- 令和5年4月以降、新たに利用目的以外の目的のための利用および提供等を行う場合は、「練馬区個人情報保護運営委員会」で法の規定への適合性を審議のうえ行政機関の長等が決定



- ・ 事務処理の停滞防止等の観点から、「個人情報利活用ガイドライン」に該当する事例については運営委員会での審議を省略
- ・ 適切な制度運用を図るため、運営委員会での審議の要否およびガイドラインへの該当判断については、情報公開課への事前協議を義務付け

情報公開課への協議実績（令和6年度）

- ① 協議件数
19件 ※ 全件がガイドラインに該当
- ② 新たに目的外利用および目的外提供等を行った保有個人情報ファイル数
55ファイル
【内訳】

目的外利用	27ファイル
目的外提供	16ファイル
業務委託	12ファイル
- ③ 目的外利用および目的外提供等の状況（令和6年度新規事案）
詳細は別紙のとおり

○ 目的外利用および目的外提供

ファイル利用等 部課名	利用業務・目的	区 分	個人情報ファイル名	ファイル保有 部課名
福祉部生活福祉課	【生活困窮者自立相談支援事業】 支援が必要な方に関する情報が区民等から寄せられた場合に、区民等から寄せられた情報を補足するため、他部署が保有する当該支援が必要な方に関する情報を目的外利用し、または目的外提供を受けて、適切な支援を行う。	目的外利用	1 心身障害者援護事務ファイル	福祉部総合福祉事務所
			2 生活保護事務(法外援護事務を含む。)ファイル	
			3 知的障害者指導台帳ファイル	
			4 包括的支援事業の実施等に関する業務ファイル	
			5 養護者虐待・養介護施設従事者による虐待業務ファイル	
			6 高齢者の支援に関する業務ファイル	高齢施策担当部高齢者支援課
			7 精神障害者手帳ファイル	健康部保健予防課
			8 自立支援医療(精神通院医療)ファイル	健康部保健相談所
			9 精神保健相談記録ファイル	
		目的外提供	10 スクールソーシャルワーク事業ケースファイル	教育振興部学校教育支援センター
			11 要保護児童関連台帳ファイル	こども家庭部子ども家庭支援センター
福祉部総合福祉事務所	【心身・知的障害者援護事務】 本人や世帯の生活の状況等を把握することで効果的な支援を行う。	目的外利用	12 精神保健相談記録ファイル	健康部保健相談所
			13 精神保健相談記録ファイル	
高齢施策担当部高齢者支援課	【生活支援体制整備事業】 支援対象者からの情報のみでは本人の状態やニーズの聞き取りが難しいときに他部署の情報を収集し、適切な支援を行う。	目的外利用	14 生活困窮者自立相談支援事業等の相談者情報ファイル	福祉部生活福祉課
			15 心身障害者援護事務ファイル	福祉部総合福祉事務所
			16 生活保護事務(法外援護事務を含む。)ファイル	
			17 知的障害者指導台帳ファイル	
			18 包括的支援事業の実施等に関する業務ファイル	
			19 養護者虐待・養介護施設従事者による虐待業務ファイル	
			20 自立支援医療(精神通院医療)ファイル	健康部保健予防課
			21 精神障害者手帳ファイル	
			22 精神保健相談記録ファイル	健康部保健相談所

○ 目的外利用および目的外提供

ファイル利用等 部課名	利用業務・目的	区 分	個人情報ファイル名		ファイル保有 部課名
福祉部障害者サービス調整担当課	【練馬区障害者リフト付福祉タクシー事業】 練馬区障害者リフト付福祉タクシー事業者からの請求書内訳書に記載された利用者を把握する	目的外利用	23	精神障害者手帳ファイル	健康部保健予防課
こども家庭部子ども家庭支援センター	【母性および乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援業務】 練馬区こども家庭センターが行う支援事業のうち、虐待等の要保護児童対策地域協議会で扱うケースではないが、支援を必要とすると判断したケースについて保健相談所と情報を共有する。	目的外提供	24	精神保健相談記録ファイル	健康部保健相談所
			25	妊産婦・新生児訪問指導記録ファイル	
			26	妊娠届出書ファイル	
			27	母子カルテファイル	
	【ヤングケアラー支援業務】 関係部署がそれぞれの業務で知り得た情報のうちヤングケアラー予備軍に係る情報を集約し、支援に役立てる。	目的外利用	28	ふれあい月間アンケートファイル	教育振興部教育指導課
			29	スクールソーシャルワーク事業ケースファイル	教育振興部学校教育支援センター
			30	児童館・および直営学童保育クラブ利用者ファイル	こども家庭部子育て支援課
			31	若者の自立支援に関する業務ファイル	こども家庭部青少年課
		目的外提供	32	ひとり親・母子等への支援に関する業務ファイル	福祉部生活福祉課
			33	生活困窮者自立相談支援事業等の相談者情報ファイル	
			34	高齢者の支援に関する業務ファイル	福祉部総合福祉事務所
			35	高齢者総合相談に関する業務ファイル	
			36	心身障害者援護事務ファイル	
			37	生活保護事務(法外援護事務を含む。)ファイル	
			38	知的障害者指導台帳ファイル	
			39	包括的支援事業の実施等に関する業務ファイル	
			40	精神保健相談記録ファイル	健康部保健相談所

○ 目的外利用および目的外提供

ファイル利用等 部課名	利用業務・目的	区 分	個人情報ファイル名		ファイル保有 部課名
福祉部管理課	【物価高騰対策給付金事務】 令和6年度第2回物価高騰対策給付金支給事務にあたり、対象者の要件判定を事前に区で行うことで対象者からの申請を不要とする、およびDV避難者等事情がある方に対し適切に支給ができるようにする。	目的外利用	41	戸籍事務ファイル	区民部戸籍住民課
			42	練馬区配偶者暴力相談支援センターに関する業務ファイル	総務部人権・男女共同参画課
		目的外提供	43	要保護児童関連台帳ファイル	こども家庭部子ども家庭支援センター

○ 業務委託

ファイル利用等 部課名	利用業務・委託内容	個人情報ファイル名
企画部企画課	外国人住民の生活実態等をアンケート票により調査	44 外国人住民向けアンケート調査送付対象者ファイル
危機管理室防災推進課	練馬区感震ブレーカー取付支援業務	45 感震ブレーカー無償貸与事業実施に伴うファイル
産業経済部経済課	「交流会」、「合同企業説明会」の実施	46 人材確保支援事業 参加希望求職者等名簿ファイル
福祉部管理課	個別避難計画 の 作成支援	47 避難行動要支援者名簿・個別避難計画ファイル
	低所得者への給付金支給事務に係る受付、システム保守、印刷 発送等	48 令和6年度第2回物価高騰対策給付金事務対象者情報ファイル
福祉部生活福祉課	ひとり親家庭親子レクリエーション事業	49 ひとり親・母子等への支援に関する業務ファイル
高齢施策担当部高齢者支援課	フレイル 予防 サポーター育成事業	50 フレイル予防サポーター育成研修参加者ファイル
環境部みどり推進課	民有地の緑化基準の見直し、緑地協定制度の効果的な運用ならびに 沿道緑化 の 促進 のためのサポート に関する調査 および 検討	51 緑地協定に関する業務ファイル
建築・開発担当部住宅課	高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、等住宅確保支援対象者の民間賃貸住宅物件への入居支援および生活相談業務	52 住まい確保支援事業申込者ファイル
土木部道路公園課	令和6年度 練馬区公園改修計画策定支援業務	53 都市公園および児童遊園等関係事業ファイル
こども家庭部子育て支援課	保護者向け電子連絡帳サービスの調達および運用・保守	54 保護者向け電子連絡帳ファイル
こども家庭部在宅育児支援担当課	ベビーシッター利用料助成に関する業務	55 ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)利用台帳ファイル

令和5年度における個人情報保護法の施行 の状況について(地方公共団体の機関) 抜粋版

目次

・ 個人情報ファイルの保有状況	1 ページ
・ 個人情報ファイルの目的外利用・提供の状況	2 ページ
・ 行政機関匿名加工情報の提案の状況	3 ページ
・ 漏えい等事案の状況	4 ページ
・ 安全管理措置の対応状況	5 ページ

- ・ この資料で使用している表は、個人情報保護委員会が公表している「令和5年度における個人情報保護法の施行の状況について（地方公共団体の機関）」行政機関別内訳表のうち、東京都および23区の部分を抜粋して作成している。
- ・ 区の令和5年度運用状況とは集計方法が異なるため、件数等は一致しない。
- ・ 個人情報保護委員会公表資料の全文は、個人情報保護委員会Webサイトの下記ページに掲載されている。

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/resarch/detail/#report_r5

●個人情報ファイル※1の保有状況

団体名	個人情報ファイル数		特定個人情報ファイル数		業務委託等を実施した個人情報ファイル数		
		要配慮を含む		要配慮を含む		再委託を実施	委託先等が外国
東京都	951	241	78	23	378	93	0
千代田区	93	38	28	17	63	6	0
中央区	447	138	21	13	125	0	0
港区	84	72	20	20	0	0	0
新宿区	761	20	12	8	7	1	0
文京区	192	78	26	17	33	7	0
台東区	212	71	23	4	91	3	0
墨田区	306	114	48	27	99	12	0
江東区	329	127	80	42	115	26	0
品川区	327	88	46	18	171	16	0
目黒区	355	189	101	68	135	39	0
大田区	273	124	39	25	146	33	0
世田谷区	153	75	20	13	91	22	0
渋谷区	360	49	85	20	57	0	0
中野区	203	78	50	37	135	20	0
杉並区	140	55	22	20	85	27	0
豊島区	365	114	48	36	129	20	0
北区	267	50	44	13	19	0	0
荒川区	270	105	41	33	9	1	0
板橋区	277	92	37	31	120	28	1
練馬区	269	119	45	34	157	27	0
足立区	126	83	17	8	71	22	1
葛飾区	277	98	61	42	200	149	0
江戸川区	473	118	68	35	91	37	0

※1 保有個人情報を含む情報の集合体であって、必要な情報を検索することができるように体系的に構成したもの

※2 本人の人種や信条、障害や病歴等の取扱いに特に配慮を要する個人情報

※3 マイナンバーを含む個人情報ファイル

区によるファイル数の違いは影響の大きい順に以下の原因によると思われる。

- ①法改正後初の調査であり、かつ調査内容が難解であったことから、回答すべき数の解釈にばらつきが生じた。
- ②ファイルの管理方法(職員がネットワーク経由でファイルを参照できるならファイルは1つあればよいが、そうでない場合は必要とする部署がそれぞれファイルを持つ必要がある)。
- ③人口規模(本人の数が1,000人以上のファイルのみが調査対象)

委託をほぼ実施していない区も一部あるが、多くの区では相当数の個人情報ファイルを委託事業者に取り扱わせている。

練馬区における

- 要配慮個人情報※2を含む個人情報ファイルの例
 - ・戸籍事務ファイル(DV関係、犯罪歴)
 - ・健康診査等記録簿ファイル(健康記録、病歴)
 - ・図書館利用登録者ファイル(信条)
 - ・心身障害者福祉事務ファイル(障害)
- 特定個人情報ファイル※3の例
 - ・課税資料ファイル
 - ・国民健康保険資格賦課ファイル
 - ・心身障害者福祉事務ファイル
 - ・子ども医療費助成ファイル

●個人情報ファイルの目的外利用・提供の状況

団体名	法令に基づく場合	法69条2項に基づく場合			
		法69条2項各号の別(複数該当あり)			
			2号 (内部利用)	3号 (外部提供)	4号 (公益等)
東京都	132	33	11	20	2
千代田区	13	13	12	2	1
中央区	90	27	24	3	0
港区	12	17	12	3	2
新宿区	0	8	8	0	0
文京区	28	18	15	4	0
台東区	39	50	39	21	3
墨田区	39	18	11	6	5
江東区	39	18	11	10	0
品川区	25	33	21	7	5
目黒区	57	157	147	10	0
大田区	23	12	4	6	2
世田谷区	28	18	10	12	0
渋谷区	37	14	6	8	3
中野区	39	36	30	11	0
杉並区	34	20	6	12	2
豊島区	20	19	13	7	0
北区	9	10	10	0	0
荒川区	24	21	3	15	3
板橋区	29	20	11	9	1
練馬区	38	26	18	11	1
足立区	11	39	22	19	0
葛飾区	27	24	17	7	0
江戸川区	42	67	62	4	1

いずれの都区においても、法令に基づく場合のほか、相当な理由または特別な理由(法69条2項各号※1)による目的外利用・提供を行っている。

練馬区における

●2号(内部利用)および3号(外部提供)の例

区民等の生活相談や自立支援は様々な機関が行っているが、関係機関が連携して情報を共有しながら支援を行うことで、効果的な支援を行う。

【関係業務】

ひとり親・母子等への支援業務、福祉資金貸付・償還事務、心身障害者援護事務、知的障害者指導事務、高齢者虐待防止および擁護者支援業務、包括的支援事業の実施等に関する業務、精神保健相談業務、スクールソーシャルワーク業務、要保護児童関連業務

●3号(外部提供)区以外への提供の例

都が行う保険医療機関等の指導監査のために必要な診療報酬情報の提供依頼があったため

●4号(公益等)の例

意思表示が困難な要介護者の介護情報等を施設入所手続きを行う親族等に提供する。

※1 法第69条2項各号の規定(第1号は本人同意に基づく利用・提供)

第2号 実施機関内部の利用・提供

第3号 他実施機関または他自治体への提供

第4号 行政機関以外への提供その他特別な理由による提供

●行政機関匿名加工情報※1の提案※2の状況

団体名	行政機関等匿名加工情報の提案の状況							匿名加工 情報を含 むデー ベース等 の数
	提案募集 の対象と なったファ イル数	提案の件数						
			審査結果が適合となった件数		審査が翌 年度に持 ち越しと なった 件数	審査結果 が不適合 となった 件数		
			契約締結 に至った 件数	契約締結 にまで至ら なかった 件数				
東京都	323	0	0	0	0	0	0	0
千代田区	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0	0	0
港区	0	0	0	0	0	0	0	0
新宿区	0	0	0	0	0	0	0	0
文京区	0	0	0	0	0	0	0	0
台東区	0	0	0	0	0	0	0	0
墨田区	0	0	0	0	0	0	0	0
江東区	0	0	0	0	0	0	0	0
品川区	0	0	0	0	0	0	0	0
目黒区	0	0	0	0	0	0	0	0
大田区	0	0	0	0	0	0	0	0
世田谷区	0	0	0	0	0	0	0	0
渋谷区	0	0	0	0	0	0	0	0
中野区	0	0	0	0	0	0	0	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	0	0
豊島区	0	0	0	0	0	0	0	0
北区	0	0	0	0	0	0	0	0
荒川区	0	0	0	0	0	0	0	0
板橋区	0	0	0	0	0	0	0	0
練馬区	0	0	0	0	0	0	0	0
足立区	0	0	0	0	0	0	0	0
葛飾区	0	0	0	0	0	0	0	0
江戸川区	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県および政令市は、行政機関匿名加工情報利用に関する提案募集を行うことが義務化されている。その他の区市町村については当面の間提案募集は任意とされている。

提案募集を行う義務がある東京都において事業者等から提案を受けた実績は無し。
提案募集を行っている区は無し。

全国的には、提案募集の対象となった個人情報ファイル9,458ファイルに対し提案件数は13件、契約締結にまで至った件数は6件であり、ほぼ利用されていない。

※1 個人情報ファイルに記録された個人情報を特定の個人を識別することができないよう加工して作成した情報

※2 個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集する。

●漏えい等事案の状況

団体名	令和5年度に発生した 漏えい等事案の件数
東京都	92
千代田区	9
中央区	0
港区	5
新宿区	8
文京区	27
台東区	10
墨田区	10
江東区	0
品川区	15
目黒区	12
大田区	30
世田谷区	26
渋谷区	1
中野区	0
杉並区	5
豊島区	20
北区	0
荒川区	0
板橋区	2
練馬区	17
足立区	52
葛飾区	15
江戸川区	10

この調査のみ個人情報保護委員会への報告義務の有無を問わず調査対象なので、件数は区の5年度運用状況報告の数と同じ。

●安全管理措置の対応状況

練馬区では、すべての項目について「練馬区情報セキュリティポリシー」および「練馬区の実施機関等が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」により規定整備済み。

No	項目名	調査事項
1	責任の明確化	総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指定並びにこれらの者の任務に関する規定を定めていますか。
2	取扱状況の把握	保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況に係る記録(システムへのアクセスログの管理を除く。)に関する規定を定めていますか。
3	漏えい等事案の報告体制	保有個人情報の漏えい等の事実若しくは法や自組織内で整備されている保有個人情報の取扱いに係る規律に違反している事実又はこれらの事実の発生のおそれを認識した場合の、総括保護管理者への報告体制に関する規定を定めていますか。
4	正確性の確保	保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つための方法(誤りの訂正を含むが、これに限らない。)に関する規定を定めていますか。
5	担当者向け研修の実施	保有個人情報の取扱いに従事する者(派遣労働者を含む。)に対する、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他の教育研修に関する規定を定めていますか。
6	システム管理者向け研修の実施	保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する、保有個人情報の適切な管理のための情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する教育研修に関する規定を定めていますか。
7	保護管理者等向け研修の実施	保護管理者及び保護担当者に対する、課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修の定期的な実施に関する規定を定めていますか。
8	研修参加機会の確保	No.5から7までの研修につき、参加の機会を付与する等の必要な措置に関する規定を定めていますか。
9	外的環境の把握	保有個人情報が外国で取り扱われる場合に関する規定を定めていますか。
10	送付及び持出しの方法	保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等の外部への送付又は持出しに関する規定を定めていますか。
11	削除及び廃棄	保有個人情報の削除又は保有個人情報が含まれる機器若しくは媒体の廃棄に関する規定を定めていますか。
12	端末の持出し・持込みの管理	保有個人情報を取り扱う職員による端末の外部への持出し又は外部からの持込みに関する規定を定めていますか。
13	紛失・盗難の防止	保有個人情報を取り扱う情報システム端末の紛失又は盗難等を防止するための措置に関する規定を定めていますか。

No1関係 責任者

総括保護管理者 総務部担当副区長
保護管理責任者 部長
保護管理者 課長
保護担当者 庶務担当係長
保護管理者が指名する者

No3関係 報告体制

個人情報の漏えい等事案が発生した場合は、両副区長、情報政策課長、情報公開課長へ報告
総括保護管理者は、法68条に基づく報告義務がある事案の場合は、個人情報保護委員会へ報告を行う。

No10～13、15～24関係

練馬区情報セキュリティポリシーに基づく物理的および技術的対策の実施

●安全管理措置の対応状況

練馬区では、すべての項目について「練馬区情報セキュリティポリシー」および「練馬区の実施機関等が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」により規定整備済み。

No	項目名	調査事項
14	誤送信・誤送付、誤交付及びウェブサイト等への誤掲載の防止	保有個人情報に記載されている書類等の誤送信・誤送付、誤交付、ウェブサイト等への誤掲載を防止するための措置に関する規定を定めていますか。
15	情報システムへの接続制限	USBメモリや携帯電話等記録機能を有する電子媒体等の情報システム端末への接続を制限する措置に関する規定を定めていますか。
16	情報システム室等の管理	情報システム室等や保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設等における、入退の管理、部外者の立入時の手続、外部電磁記録媒体の持込み、利用又は持出し等に関する規定を定めていますか。
17	情報システム室等への侵入防止	情報システム室等について外部からの不正な侵入に備えた措置に関する規定を定めていますか。
18	情報システムの管理	保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について、その保管、複製、廃棄等に関する規定を定めていますか。
19	アクセス制限	情報システムを使用した保有個人情報を利用する事務について、アクセス権限を付与する職員の範囲や権限の内容に関する規定を定めていますか。
20	アクセスログの管理	保有個人情報を取り扱う情報システムに係る、アクセスログの取得、保管及び定期的な分析に関する規定を定めていますか。
21	認証機能の整備	保有個人情報を取り扱う情報システムへのアクセスに必要な認証方法につき、その管理に関する規定(例：パスワードによる認証を行っている場合にはパスワードの設定方法に関するルール)を定めていますか。
22	常時監視機能の整備	秘匿性や情報量等に照らし特に重要と判断される保有個人情報を取り扱う情報システムについて、アクセス状況を常時監視する機能の設定や当該設定の定期的な見直しを行う等の措置に関する規定を定めていますか。
23	不正アクセス対策	保有個人情報を取り扱う情報システムにつき、ファイアウォールの設定等、外部からの不正アクセスを防止するための対策に関する規定を定めていますか。
24	不正プログラム対策	不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のための対策に関する規定を定めていますか。
25	委託関係：委託先の選定	保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託先の選定方法や選定基準に関する規定を定めていますか。

No10～13、15～24関係
練馬区情報セキュリティポリシーに基づく物理的および技術的対策の実施

No14関係 誤送付等の防止
個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員および教職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

No25～27、29関係 委託
個人情報の取り扱いの委託を行うにあたっては、「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守することを契約条件に含めている。
【特記事項の主な内容】
・セキュリティ対策の実施
・責任者の選定および従事者名簿の提出
・教育の実施
・目的外利用・提供の禁止
・無断再委託の禁止
・契約終了後の返却または破棄

●安全管理措置の対応状況

練馬区では、すべての項目について「練馬区情報セキュリティポリシー」および「練馬区の実施機関等が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」により規定整備済み。

No	項目名	調査事項
26	委託関係:書面による確認	保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託契約で定めるべき内容や委託先から取得すべき書類等に関する規定を定めていますか。
27	委託関係:取扱状況の確認	保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、その取扱状況を年1回以上の実地検査により確認する等、取扱状況の実態を職員が確認することに関する規定を定めていますか。
28	委託関係:委託事項の決定方法	保有個人情報の取扱いに係る外部への委託について、委託の要否の判断や委託先に取り扱わせる保有個人情報の範囲等に関する定めはありますか。
29	委託関係:再委託の手続	保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、再委託を行う場合の制限に関する規定を定めていますか。

No28関係 委託の要否の判断
新規案件は要情報公開課協議。
情報公開課は、旧条例時の審議会による審議の蓄積を法に当てはめなおして作成したガイドラインに基づき要否を判断。
ガイドラインに該当がない案件の場合は、総括保護管理者を長とする個人情報保護運営委員会で審議する。